

令和4年度採用 宇多津町会計年度任用職員等募集要項

(給付金事業従事)

1 応募要件	<p>①パソコンの基本操作（ワード、エクセルなど）ができる方 ②地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方 地方公務員法第16条</p> <p>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）宇多津町で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
2 募集人員	1名
3 業務内容	窓口事務 パソコンを用いた資料作成やデータ入力、資料整理
4 勤務条件	<p>①勤務時間 月～金 週5日 8：30～17：00（内1時間休憩） ②任 期 令和5年1月～令和5年3月31日まで ③報 酬 等 月額 141,387円 通勤手当、時間外勤務手当 ④社会保険等 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入</p>
5 応募方法	下記の提出書類を総務課に提出してください。 「宇多津町会計年度任用職員等登録申請書」
6 受付期間	令和5年1月12日～1月18日までの土・日・祝日を除く平日 午前8時30分～午後5時15分
7 選考方法	書類選考を行い、書類選考の合格者に対し個別面接（日時は追って通知します。）
8 注意事項	地方公務員法の適用をうけるため、 サービスの宣誓、秘密を守る義務（退職後も）、職務に専念する義務、政治的行為の制限、 争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、営利企業への従事等の制限が課せられます。 パートタイム勤務の場合、営利企業への従事等は可能ですが、職務に専念する義務、 信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40週間）の超過に係る確認のため、 兼業する場合は所属課への届出が必要です。 上記日程については、都合により変更になる場合があります。
9 問い合わせ先	宇多津町保健福祉課 0877-49-8003 〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場